第4回 兵庫県ケアラー支援に関する検討委員会議事要旨

- 1 日 時 令和4年2月15日(火)13:00~14:30
- 2 場 所 ひょうご女性交流館 5階 501会議室
- 3 出席者 「出席者名簿」のとおり
- 4 主な内容
- (1) 兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策 (案) について

<主な意見等>

(委員)

15ページの教員の研修について、公立小中学校の記載に「ヤングケアラーの概念、実態、課題について取り上げ、周知を図る」と、県立学校の記載に「ヤングケアラーに対する意識の向上を図るとともに」との記載があるが、私立も関係してくるところであるため、上の段落の記載にあげていただきたい。その記載を受けて「公立学校では・・・」、「県立学校では・・・」という記載につなげてもらえればと考える。

また、最下段の、「さらに」以降の記載についても、上の段落の記載にあげていただきたい。 次に16ページの④に関して、文言のつなげ方等を修正いただければと考える。また、⑥に関 して、周知の方法、例えば、「チラシ等を活用し」を記載いただきたい。

(委員)

20ページの④のところで「精神障害者に家族の対する相談の実施」という項目を入れてもらっている。家族会としても少し前から引きこもり支援ということで県から委託を受けて実施しており、今回項目として入れていただけることで家族会としても引き続き頑張っていけると思うので、評価させていただきたい。

また、先日ヤングケアラーのYouTube を観たが、居場所がないということと、就労が難しいということが挙げられていた。ヤングケアラーの方の居場所について強調できればよいと思う。24ページの⑤のところに地域活動支援センターの利用促進との記載があるが、もう少し市町に協力的に言っていただかないと市町としては手帳の有無で判断してしまう。ヤングケアラーの方はほとんど手帳を持っていないと思うため、手帳を持っていなくても相談できる場所や居場所が強調されてもよいかと考える。就労支援のところはもう少し何かないかなとは思う。

(座長)

居場所の確保と就労支援は、ヤングケアラー支援で重要なポジションだと思う。

居場所の確保については、24 ページの⑤や23 ページの④に記載があるが、こうした内容が居場所であるということを明確にするような形で記載していただいてもいいのかなと思う。

また、就労支援については、大学や高校でも、進路指導、キャリア支援、就職支援をしている と思う。そういった学校での就職支援との連携なども記載いただければ、内容が分厚くなるので はないかと考えるため検討願う。

(委員)

20ページの子どもの学習事業による学習のサポートについて、我々の西宮市などでは、家庭以外の居場所についてはやっていっていると思うが、学びの支援は重要であり、どういう方法で、どういう形で子どもをサポートしていくのかを膨らませることを検討してほしい。

(委員)

前回の検討会において意見があがっていた「担当者の明確化」については随分と盛り込まれていて非常にわかりやすくなったかなと思う。

22、23ページの②、④について、②に関して、市区町社協において、インフォーマルな活動ではあるが、住民主体の様々な地域福祉活動の中で孤立を防ぐ取組みをしており、また、大半の社協で見守り活動の推進をしている。例えば、「市町や地域包括支援センター、市区町社協等において、他職種、ボランタリー活動を含む地域の様々な活動団体と仕組みづくりを推進する」といった表記ができれば尚、良いと思う。

④に関しては、どこが支援を実施していくのか主体が明記されるとより分かりやすいと思う。 ②のように記載するとすれば、「市町、社協、福祉関係者をはじめ地域の様々な団体等でピアサポートの活動を支援していく」と記載されれば、より明確になるのではないかと考える。

(座長)

ヤングケアラーの担当者の明確化に関して、20ページ③の2段落目2行目に障害領域での相談 支援センターでの担当者の配置を促すと明記されているが、高齢分野その他のところが明記を避 けている。対応表を見ると担当者ではなく全員で対応していくということだと読み取れる。

すぐには難しいかもしれないが、促すことぐらいはできるかと思うため検討いただければと考える。

(委員)

要対協の中で早急に要支援児童として支援につなげていくということが書かれている。

ヤングケアラーは広い概念であるため、要支援児童というボリューム感が要対協にどれくらい影響を与えるか立場的に心配である。バランスをとって対応していくことになるかと思うが、今後の展開として関係機関が関わっていく中でアセスメントを行い標準化、ガイドラインといったものがあってもよいのではないかと考える。例えば、アセスメントシートが導入されれば、適切な支援に繋がっていくのではないかと思う。

(座長)

ケースごとでスクリーニングができる指標づくりが必要になってくる。

県として統一のものを提示するのか、市町ごとで作成するのかということは課題としてあるが、独自で作成することが難しい市町もあるかと思うので、ぜひ県として、今後、ヤングケアラー支援に向けたアセスメントシートの開発や指標作りについても、継続して検討していただければと思う。

(座長)

兵庫県としては 30 代前半までを対象として支援していくということだが、そうすると元ヤングケアラーもかなり含まれてくると思う。現在ケアを行っておらず、ケアが終わった後の元ヤングケアラーの社会復帰や心理的なサポートが非常に重要になってくる。元ヤングケアラーも含むということを明記いただかないと、支援の対象外となる可能性があるため、どこかに盛り込んでいただければと思う。

(委員)

17 ページの(2) ①について、どうしても周知というところに目がいくため、研修に関してもう少し具体に記載いただければ、実施主体としても提案しやすくなると思う。

また、現状で言えば、法定研修の中の主任研修において、県の担当課からヤングケアラーについて説明いただいているが、現状ではそれぐらいしか機会がなく、もう少し機会を増やしてもら

えると、ケアマネージャーはじめ福祉関係者の関心が向くのではないかと考えるため、強めに書いていただくと良いのではないかと思う。

(座長)

どういった専門職への研修かということを明記したほうがメッセージとして強くなるため、検 討いただければと思う。

(委員)

24 ページ④について、サービス事業所等がその情報をキャッチした時に、どこにつなぐのか、誰と一緒に動くのかということをもう少し書いていただければ、より具体的なものになっていくのではないかと思う。

(座長)

つなぐ先である地域包括支援センターや県や市町の相談窓口を挙げることで自覚が出ると考えるため、加筆いただければと思う。

(委員)

これまでの3回の委員会を経て、子どもが自分の家庭のことを話したがらないということもあるので、まず、支援者から実施していくという構成になっている。支援者中心だが当事者の支援もできるだけ盛り込んで予算をとらせていただいた。

ケアラー支援は始まったばかりであり、手探りの中でフォローアップして施策を検討していく ことが必要であるため、29ページに「県における推進体制の構築」を挙げさせていただいている が、PDCAサイクルの記載がないため盛り込めればと考えている。

(委員)

兵庫県は広いため、全県でやっていく第一歩として受け止めている。市町によって資源が異なる中で、県としてどのように実行を担保していくのかが今後大事になってくるところではないかと思う。

来年度予算をとって事業を推進していくことになるが、この推進方策とリンクして検証されていくようになることを期待する。これからがスタートでこれからどうしていくといったことを最後にでもよいので盛り込んでいただければと思う。

(委員)

29ページに県としての決意を入れさせていただいており、修正等があればご意見いただければと思う。

(座長)

本日、委員の皆さまからいただいたご意見については、事務局で修正いただき、最終的には座 長である私に一任させていただければと思うが、それでよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(2) ヤングケアラー・若者ケアラー支援体制の構築等について

く主な質疑等>

(委員)

相談窓口の設置は、具体的にいつ頃からか。

(事務局)

できるかぎり早期にということで、現在、関係機関と調整しているところである。市町の担当 部署にも協力を求めていく必要があるため、会議を開催するなどして用意周到に進めていきた い。来年度の可能な限り早い段階で設置できればと考えている。

(委員)

グループ活動推進の補助金は、NPO団体等が対象というイメージなのか。

(事務局)

対象の活動をされているNPO団体も含むということで考えていただければと思う。

(事務局)

予算はとったが、具体の準備はこれからであり、走りながら考えている状態である。相談窓口の実施については、神戸市さんにノウハウをお伺いしながら進めていきたいと考えているため、協力をお願いする。補助対象団体については、まだ補助要綱も作成していない段階ではあるが、NPO団体等も対象となるよう配慮して取り組んでいきたい。

(座長)

例えば、とある団体が市町からピアサポート関連の補助を受けている場合、更に県の補助も受けることができるのか。

(事務局)

国の要綱が示されないことには、現段階では具体に申し上げることができないが、当然のことながら、重複して同じ経費の補助を受けることはできないと考えている。

(座長)

1回5万円だけではなく、ヤングケアラー支援ではその前後のフォローアップにかなりの労力がかかるため、回数だけで判断されると厳しい。今後の課題として考えていただきたい。

また、それぞれの項目で対象団体が9団体と3団体となっているが、その根拠を教えてほしい。圏域毎でということであれば重複した場合は、どのように取り扱うのか。

(事務局)

県内に9つの圏域があるため、各圏域に1か所程度と言うことで考えている。圏域での偏りについては、予算の範囲内ではあるが柔軟に対応していきたいと考えている。

(委員)

相談窓口について、小学生、中学生については、特に学校と市町の福祉部局の両方につなぐ必要があると考える。

相談窓口に入ってきた情報を県の教育委員会に一報いただいて、そこから学校に情報が伝わり、SSWから福祉部局につながっていくというルートを構築いただければと思う。

また、支援に関する研修について、教職員に広く周知して参加させたいと考えているため、密に連携をとっていただければと考える。

(事務局)

相談のつなぎについては、ご意見を踏まえこれから検討させていただきたいと考えている。

また、教職員の方を対象にした研修については、研修の周知方法等は教育委員会と相談しながら進めていきたいと考えている。

(座長)

相談窓口について、本人からの相談に応じるだけでなく、支援者や支援機関、ヤングケアラー 支援に取り組もうとしている市町からの相談に応じるといったケースもあるかと考える。相談窓 口がスーパーバイズ的な機能も果たすということが分かれば、そういったところからも相談があ がってくると考えるため、文言を加えることを検討いただければと思う。

以上